

神奈川県ミニバスケットボール連盟規約

第一章 総 則

第1条(名 称) 本会は、神奈川県ミニバスケットボール連盟（以下、「本会」という）と称する。

第2条(事務所) 本会は、事務所を理事長所在の所に置く。

第3条(目 的) 本会は、神奈川県ミニバスケットボール競技界を統括し、代表する団体として、ミニバスケットボールの普及発展と少年少女の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

第二章 事 業

第4条(事 業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種競技会
2. 各種講習会
3. ミニバスケットボールの指導ならびに普及に関する事業
4. 各地区組織、加盟団体の相互調整と連携に関する事業
5. その他本会の目的達成のために必要となる事業

第三章 組 織

第5条(組 織) 本会は、一般社団法人神奈川県バスケットボール協会U-12部会として位置づけられる。

第6条(構 成) 本会は、次の各地区連盟(組織)に所属し、本会の趣旨に賛同し加盟したミニバスケットボールチームで構成される。

1. 川崎地区
2. 横浜地区
3. 横須賀地区
4. 湘南地区
5. 平塚地区
6. 北相地区
7. 小田原地区

第四章 登 録

第7条(登 録) 本会に登録する団体は、本会の主旨を尊重し、次の条件を満たした健全な団体とする。登録は、団体の所属する地区連盟を経て行い、地区連盟に所属する団体は全て本会に登録しなければならない。

1. 団体の名称、責任者、指導者、保護者会代表者を備えている。
2. 保護者の同意を得た健康な児童で構成された選手一覧を提出できる。
3. 団体の規約、総会、執行機関、主たる年間計画、予算・決算、定期的な健康観察計画を備えている。
4. 団体保険協会(スポーツ傷害保険、指導者責任賠償保険、指導者傷害保険など)に加入している。
5. 公益財団法人日本バスケットボール協会及び一般社団法人神奈川県バスケットボール協会にチーム加盟し、選手は個人登録している。

第8条(脱退・除名) 本会の登録団体で次の場合には、本会より資格を失う。

1. 加盟団体からの脱退の申請があった時。
2. 本会の目的に反する行動をとったり、本会の名誉を毀損したりして、理事会で認め時。

第五章 役 員

第9条(役 員) 本会は、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 常任理事 若干名
6. 理事 若干名
7. 大会運営委員 若干名
8. 監事 若干名
9. 名誉会長 若干名
10. 顧問 若干名

第10条(会 長) 会長は、常任理事会の推薦により総会で承認される。

会長は、本会を統理し、代表する。

第11条(副会長) 副会長は、常任理事会の推薦により総会で承認される。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第12条(理事長) 理事長は、常任理事の中から互選され会長が委嘱する。

理事長は、連盟の会務を掌握し、その執行の責任者となる。

また、一般社団法人神奈川県バスケットボール協会U-12部会長を兼職する。

第13条(副理事長) 副理事長は常任理事の中から互選され会長が委嘱する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。

第14条(常任理事) 常任理事は、各地区代表者に加え、理事会の互選および理事長の指名により選出され、会長が委嘱する。常任理事は、本会の会務を分掌・処理するとともに、常任理事会を構成する。

第15条(理事) 理事は、各地区連盟および会長の推薦により、総会の承認を経て会長が委嘱する。

理事は、常任理事会の決定により業務を分担するとともに、理事会を構成する。

第16条(大会運営委員) 大会運営委員は、理事会の要請により各地区連盟の推薦を受けて、会長が委嘱する。

大会運営委員は、各種グループに所属し、常任理事会・理事会で審議決定された事項について、理事と協力し、その執行にあたる。

第17条(監事) 監事は、本会の経理および事業執行状況について、常任理事会の推薦により、次の各監事を会長が委嘱する。

1. 県ミニ監事は当連盟経理の監査を担当する。7地区から輪番で選出して構成する。

2. 地区ミニ監事は地区連盟経理の監査を担当する。副会長及び副理事長で構成する。

第18条(名誉会長) 名誉会長は、常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。

名誉会長は、当連盟の運営及び組織の発展に寄与するためのオブザーバー役とする。

第19条(顧問) 顧問は、常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。

顧問は、本会運営の相談役とする。任期は、原則として1期とする。

第20条(任期) 本会役員任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠損が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

第六章 会議

第21条(会議) 本会の会議は、総会及び常任理事会、理事会、各委員会とする。

第22条(総会) 総会は、本会最高の決議機関とし、次の通りとする。

1. 総会は本会役員と各チーム代表者で構成され、その2/3以上の出席で成立し、出席者の過半数以上の決議により議決とする。

2. 総会は、年1回(原則として4月)会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めた場合、または各チーム代表者の1/4以上の署名による要求がある場合には、会長が招集して、臨時総会を開催することができる。

3. 総会は、本会の事業計画、予算及び決算、役員を選出、規約改正、その他、必要な事項について審議決定する。

第23条(常任理事会) 常任理事会は、理事長、副理事長および常任理事で構成され、必要に応じて理事長が招集する。常任理事会は、本会の審議・執行機関として、本会事業実施上の重要なことについて審議決定する。構成員の半数以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決する。

第24条(理事会) 理事会は、理事および常任理事会構成員で構成され、必要に応じて理事長が招集する。理事会は常任理事会の諮問機関として、本会事業実施上の必要なことについて連絡調整する。また、必要に応じて審議し、常任理事会に答申する。定足数および議決については、前条を準用する。

第25条(大会運営委員会) 本会には、次のグループで構成する大会運営委員会を置き、グループ長を委員長として運営する。グループ長は、常任理事となる。

1. 事務局

総務部と登録査定部で業務を分担し、総務部は諸会議運営、大会式典及び総務全般を担当し、登録査定部は登録管理及び登録査定を担当する。総務部は7地区から選出された部員で構成し、登録査定部は7地区のうち横浜と北相は下部組織に細分化した12地区から選出された部員で構成する。

2. 財務

県ミニ経理部と地区ミニ経理部で業務を分担し、県ミニ経理部は当連盟の経理及び内部監査を担当し、地区ミニ経理部は各地区連盟の経理及び内部監査を担当する。県ミニ経理部は7地区

から選出された部員で構成し、地区ミニ経理部は7地区のうち横浜と北相は下部組織に細分化した12地区から選出された部員で構成する。

3. 競技運営

競技会部とリーグ戦部で業務を分担し、競技会部は上部大会に繋がる大会の運営を担当し、リーグ戦部は各種リーグ戦の運営を担当する。各部は7地区から選出された部員で構成する。

4. 審判

審判育成部、審判割当部及びTO部で業務を分担し、審判育成部は審判技術の向上と普及及び審判員の育成を担当し、審判割当部は大会等における審判割当を担当し、TO部はTO技術の向上と普及及びTOの育成を担当する。各部は7地区から選出された部員で構成する。

5. 育成普及

ユース育成部、指導者育成部及び普及部で業務を分担し、ユース育成部は選手の発掘と育成及びDCの管理を担当し、指導者育成部は指導技術の向上と普及を担当し、普及部はキッズ大会の推進及びマナーの向上と啓発を担当する。各部は7地区から選出された部員で構成する。

6. 広報渉外

広報部と渉外部で業務を分担し、広報部は広報活動全般とホームページの運営を担当し、渉外部は大会協賛企業と後援会の対応を担当する。各部は7地区から選出された部員で構成する。

第26条（委員会） 次の各種委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

1. 専門委員会

(1) マンツーマン推進委員会

マンツーマン推進委員会はマンツーマンの推進及びコミッショナーの養成を行う。7地区のうち横浜と北相は下部組織に細分化した12地区から選出された委員で構成する。

(2) 倫理委員会

倫理委員会はクレーム等の問題への対応及び指導者と保護者のモラル向上と啓発活動を行う。副会長、理事長及び副理事長で構成する。

2. 特別委員会

改革推進委員会はJBA等の新機構に対する改革推進を行う。副会長、理事長及び副理事長で構成する。

その他特別委員会は、本会の必要に応じて構成し開催することができる。

第七章 会計

第27条（経費） 本会の経費は、日本協会・県協会補助金、大会参加費、寄付金等その他の収入をもってこれに充てる。各事業および全体の決算を県協会に報告し、承認を得なければならない。

第28条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第29条（登録金） 本会に登録しようとする団体は、毎年所定の登録金を日本協会と県協会に納入しなければならない。

第八章 規約改正

第30条（規約改正） 本会規約は、総会において、出席者の2/3以上の承認を得て改正できる。

第九章 附則

第31条（細則） この規約を実行するのに必要な細則は、別に定めることができる。

第32条（発効） 本規約は昭和55年12月2日より有効となる。

平成11年4月10日一部改正	平成13年4月14日一部改正	平成15年4月12日一部改正
平成19年4月14日一部改正	平成20年4月12日一部改正	平成21年4月25日一部改正
平成28年4月9日一部改正	平成30年4月8日一部改正	